

第 1 2 7 号議案

職員の分限に係る手続及び効果並びに失職の特例に関する
条例の一部を改正する条例設定について

職員の分限に係る手続及び効果並びに失職の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年 1 1 月 2 9 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

職員の分限に係る手続及び効果並びに失職の特例に関する条例の一部を改
正する条例

職員の分限に係る手続及び効果並びに失職の特例に関する条例（昭和 2 6 年八王子市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(失職の特例) 第 5 条 任命権者は、法 第 1 6 条 第 1 号 に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が公務上又は通勤途上の過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により当該職員がその職を失わないものとすることができる。 2 (略)	(失職の特例) 第 5 条 任命権者は、法 第 1 6 条 第 2 号 に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が公務上又は通勤途上の過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により当該職員がその職を失わないものとするすることができる。 2 (略)

附 則

この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。

